

令和 8 年第 2 回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 2 月 2 5 日（水）
午後 2 時 0 0 分から午後 3 時 3 0 分
2. 開催場所 西海市役所本庁 3 階 議員控室
3. 委員定数 条例定数 1 9 人 現委員 1 9 人
4. 出席委員（1 6 人）

会 長	1 番	葉山 諭							
会長代理	2 番	水嶋 政明							
委 員	3 番	山田 康弘	4 番	中尾 正則	6 番	坂口 初男			
	7 番	河本 光晴	8 番	梅山 清春	1 0 番	葉山 静子			
	1 1 番	本山 光幸	1 2 番	安藤 卓巳	1 3 番	谷脇 文弘			
	1 5 番	柿田 敏彦	1 6 番	前田 明代	1 7 番	中村 和也			
	1 8 番	松崎 常俊	1 9 番	林 辰造					
5. 欠席委員（3 人）

5 番	大串 英明	9 番	相川 浩一	1 4 番	山口用一郎
-----	-------	-----	-------	-------	-------
6. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 6 号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
（案）に関する意見について
議案第 7 号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画
（案）の要請について
議案第 8 号 非農地通知の対象とすることの決定について
議案第 9 号 西海農業振興地域整備計画に関する意見について
 - 第 3 報告事項 農地改良等届出に係る工期の延長届について
農地転用許可不要案件届について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主事：松尾 亜美
8. 会議の概要

事務局 只今から令和 8 年西海市農業委員会第 2 回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員 19 名中 16 名で、定足数に達しておりますので総会

は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長　　これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長　　今回の議事録署名委員は、7番：河本 委員、8番：梅山 委員にお願いいたします。

議長　　それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　　事務局です。議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番について説明します。資料3頁は、今回申請がありました、農地法第3条の許可申請4件の位置図です。1番は、西海町横瀬郷の案件です。資料4頁は議案書で、物件は、西海町横瀬郷字中屋敷の畑2筆で、現況は樹園地、地積は合計で、4,351㎡となっています。申請地の詳細の地番・面積・現況等の内容、貸し渡し人・借り受け人に関する詳細は、議案書記載のとおりです。申請事由については、借り受け人の両親が農業を営んでおり、将来的な事を考え、申請地を借り受けて営農するもので、許可があり次第、1年間の使用貸借権を設定するものです。また本人は、親の農業を手伝っていますが、横瀬郷付近には、親が借りている農地はなく、本人が主体的に営農し、母親も手伝いに来ると聞いています。圃場は、自宅の佐世保市針尾から車で約30分の距離です。申請地に隣接する、地目が原野の筆と併せて3筆を借り受けて、そのままミカンの栽培を行う、との事でした。なお、地目原野の筆については、現況は樹園地ですが、農地法第3条申請の対象地ではないため、今回の申請では外しています。本件の貸借契約は、3筆の契約となっており、双方に異議が無ければ、1年間の自動更新となっています。借り受け人は、事前に農業委員会事務局に来庁し、西海市内で農業ができる場所が無いかと相談に来ています。その際に西海市農業振興公社を案内し、そこで今回申請する場所を紹介さ

れ、地主との折り合いが付きましたが、中間管理事業での貸借が出来なかったため、今回の農地法第3条申請となりました。

農地法第3条の許可申請の関係資料は、3頁から12頁までで、3頁に位置図、4頁が議案書で、5頁に付近近況図、6頁・7頁に字図、8頁から11頁に現況写真、12頁に航空写真を添付しています。字図は、黄色に塗られているところが申請地で、現況写真の番号と撮影方向を記載しています。12頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第4号の1番につきまして、17番委員、補足説明をお願いします。

17番 17番委員です。2月22日に、地元推進委員2名と貸し渡し人、借り受け人とともに現地確認を行いました。貸し渡し人は、奥さんが体調不良のため、経営の規模を考えて、経営する果樹園をすべて農地バンクに登録し、借り受け人がそれを経営拡大のために相談されたということでした。写真ではちょっとわかりにくいですが、5頁の付近近況図を見ますと、米軍基地の隣に位置しており、高低差が結構ありますので、こういう所で大丈夫なのかと借り受け人に聞いてみましたが、10年ぐらいの原口種が植えられており、それがいいということで、ここを作りたいということでした。周りの作人にも挨拶をして、作りっ放しにせず、長年の栽培をお願いしてきました。周りもみかん畑が多いので、経営規模拡大をしたい時には、相談してもいいのでは、ということをお話してきました。

申請地2番も、同じく高低差があるところで、原口みかんが植えられており、同じ貸し渡し人から借りるということでした。ここは、土地改良区の農業用水が来ていない所ですが、防除は2トン車でいうことでしたので、4反5畝ぐらいは大丈夫じゃないかなと思っています。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第4号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 4 号の 2 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 4 号の 2 番について説明します。13 頁は、議案書です。物件の所在は、西彼町小迎郷字上杉崎で、195 m²の畑 1 筆の申請となっています。なお、今回の申請地は、令和 7 年 4 月の総会で、生前贈与による農地法第 3 条申請を行った 4 筆の内の 1 筆です。申請地の詳細の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する詳細は、議案書記載のとおりです。申請事由は、譲り渡し人は、申請地の農業経営が困難であるため、隣接地の営農者へ売却するもので、譲り受け人は、営農地拡大のため購入するものです。許可があり次第、売買により所有権移転を行うものである、となっています。譲り受け人が隣接地を一体的に使用したい旨で双方協議し、今回の申請となったと伺っています。圃場は、譲り受け人の自宅から徒歩で 5 分の距離にあり、ミカンを栽培予定です。

農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、3 頁並びに 13 頁から 18 頁までで、3 頁に位置図、13 頁が議案書で、14 頁に付近近況図、15 頁に字図、16 頁・17 頁に現況写真、18 頁に航空写真を添付しています。字図は、黄色に塗られているところが申請地で、現況写真の番号と撮影方向を記載しています。航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 4 号の 2 番につきまして、16 番委員、補足説明をお願いします。

16 番 16 番委員です。2 月 20 日に 1 番委員と地元推進委員 2 名、それと譲り受け人に立ち会ってもらって、現地の確認をしてきました。譲り渡し人は、申請地の農業経営が困難であるため、譲り受け人が営農地拡大のために譲り受けるもので、許可があり次第、売買により移転をされるということでした。この資料には、ミカン栽培としてありますが、今のところは野菜を作ろうかなと言われていました。以上です。審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 4 号の 2 番について説明がありました。これより質

疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第4号の3番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第4号の3番について説明します。資料19頁は議案書で、物件の所在は大島町字廣手、畑1筆607㎡の申請となっています。申請地の詳細の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する詳細は、議案書記載のとおりです。申請事由については、譲り受け人は経営規模拡大のため、許可があり次第、売買により、所有権を移転するもの、となっています。圃場は、譲り受け人の自宅から徒歩で5分以内の距離にあり、牧草を栽培予定です。

農地法第3条の許可申請の関係資料は、3頁並びに19頁から24頁までで、3頁に位置図、19頁が議案書で、20頁に付近近況図、21頁に字図、22頁・23頁に現況写真、24頁に航空写真を添付しています。字図は、黄色に塗られているところが申請地で、現況写真の番号と撮影方向を記載しています。航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。牧草栽培については、緑肥として栽培し、土づくりを目的としています。なお、今回の申請地については、道路から奥まったところにあり、通路等がありませんが、隣接地についても将来的に購入予定で、隣接地の通行について地主の了解を得ているそうです。また、譲り受け人の農地法第3条の申請を、過去数回審議頂いていますが、本人に確認したところ、1haを目標に購入を進めたいということでした。今回分を合算すると約0.74haなり、あと2,600㎡位の購入を目標としている模様です。今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第4号の3番につきまして、2番委員、補足説明をお願いします。

2 番 2 番委員です。2 月 21 日に地元推進委員と私と譲り受け人と 3 人で立ち会いを行いました。今事務局から説明がありましたように、隣接する畑も相続手続きが終了したら、購入したいというお話を受けています。また今回の申請地は、事務局から説明がありましたように、進入口が無いので、譲り渡し人は他にも畑をお持ちですが、ここは譲渡したいということを以前から私に相談があっっていました、今回のことにつきましては、何の問題もないと思っていますので、皆さんよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第 4 号の 3 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

1 7 番 17 番委員です。説明の中に、隣接地を追加で買うという話ですが、21 頁の字図を見ますと、周りに同じ所有者の畑が複数ありますが、それも購入予定なのでしょうか。

2 番 2 番委員です。周囲にある、その方所有の畑も購入予定です。また、道路側の隣接地は別の方の所有になっており、その方は今のところ行方が分かっていませんが、それも相続人を探して、将来的には購入したいと言っていました。

議 長 よろしいでしょうか。他に何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 3 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 4 号の 4 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 4 号の 4 番について説明します。資料 25 頁は議案書で、物件の所在は、西彼町下岳郷字通り松です。登記地目は 2 筆とも畑で、合計 1,415 m²の申請となっています。申請地の詳細の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する詳細は、議案書記載のとおりです。申請事由については、譲り渡し人と譲り受け人

の父親は、両方とも既に故人ですが、昭和 59 年頃、口頭契約により本件申請地を売買しており、今般、それぞれの相続人である譲り渡し人と譲り受け人との間で協議が整い、贈与による所有権移転を行うこととなったそうです。圃場は、自宅から 2 k m にあり、露地野菜を栽培予定です。

農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、3 頁並びに 25 頁から 31 頁までで、3 頁に位置図、25 頁が議案書で、26 頁に付近近況図、27 頁に字図、28 頁から 30 頁に現況写真、31 頁に航空写真を添付しています。字図は、黄色に塗られているところが申請地で、現況写真の番号と撮影方向を記載しています。航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 4 号の 4 番につきまして、19 番委員、補足説明をお願いします。

19 番 19 番委員です。2 月 23 日に、地元推進委員 2 名と私、それと譲り受け人の 4 人で現地を確認しました。本件は事務局から話がありましたように、もう大分昔から口頭によって売買済みでありまして、今もきれいに作付けされています。名義替えの手続きにつきましては、当事者が亡くなるなど、家庭の事情もあって今になったそうです。昭和 59 年ごろから、息子さんが会社勤めをやめ、農業一本でやっておられるそうです。現在は家族 4 人で、若い後継者もいて、しっかりやっておられますので、何ら問題ないと判断いたしております。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 4 号の 4 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 4 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請につ

いて」を議題といたします。1 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第 5 号の 1 番を説明します。32 頁は議案書です。物件は、西彼町喰場郷字明場の畑で、地積 3,532 m²のうち 142.46 m²を通路として利用するものです。貸し渡し人・借り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。転用の目的は、1 月の農地法第 5 条申請で、既に県から宅地転用許可書を交付されていますが、その住宅を建築する際に、大型の工事車両が、元からある里道では通行がしにくいため、転用元の農地の一部を通路として一時転用するもの、となっています。権利内容は、使用貸借権の設定 180 日間、となっています。資料 35 頁の字図で、中央にある申請地が、今回の一時転用部分で、その北側の区画が転用済みの住宅を建築する箇所です。建築予定地の北側に里道がありますが、そこは大型車両の通行に支障があるため、今回の申請となったものです。通行経路は、黄色で示しています。資料は、32 頁から 41 頁までで、32 頁が議案書、33 頁が位置図で、34 頁に付近近況図、35 頁に字図、36 頁・37 頁に現況写真、38 頁に航空写真、39 頁に被害防除計画書、40 頁に地積測量図、41 頁に農地復元計画書を添付しています。

39 頁に戻りまして、被害防除計画の内容ですが、現状のまま使用するため、周辺農地への影響はない。また、汚水等排水はありません。建築物はなく、また周辺農地は、全て貸し渡し人の農地であり、周辺農地への影響はない、となっています。万一、隣接農地に被害を及ぼした場合については、申請者の責により解決する、となっています。資料 41 頁の農地復元計画書の内容ですが、住宅建築は令和 8 年 9 月末日までに工事を完了し、10 月より農地へ復元する内容となっています。一時転用する通路は、碎石を敷設しますが、農地への復元は、重機を用いてこれを撤去し、10 月末までに復元を完了する内容となっています。復元後は、農地復元完了報告書を、農業委員会経由で長崎県知事に報告することとなっています。

38 頁の航空写真からも判断できますが、申請地の周囲は、海岸や河川、山林・原野で区切られた、10ha 以下の農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地、第 2 種農地と判断しました。事務局の説明は以上です。

議長

ただいま説明がありました議案第 5 号の 1 番につきまして、19 番委員、補足説明をお願いします。

19 番

19 番委員です。2 月 21 日に、地元推進委員 2 名と、施工業者に聞くのが 1 番いいのではということでその担当者と、私の計 4 人で現地

を確認しました。住宅建築が終わったら、元に戻すということでしたので、問題ないものと判断して、確認をして参りました。以上でございます。

議 長 ただ今、議案第 5 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 6 号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。「議案第 6 号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を説明します。今回の中間管理事業の議案につきましては、地域計画内の申請地に関するものが、本案第 6 号の計画について意見を求めるものとなり、地域計画外が次の第 7 号の計画の策定を要請する議案となっています。改めまして資料 42 頁は第 6 号の議案書です。次頁 43 頁は集計表で、集積分 8 筆、配分 3 筆の解約、及び議案第 6 号の農用地利用集積等促進計画(案)の 16 筆、次号の議案第 7 号の 1 筆が計上されています。次頁 44 頁は、集積分の 8 筆の解約の一覧です。解約の理由としては、配分先の変更、及び受け手の法人化によるものです。次頁 45 頁は、配分の解約の一覧で、配分先の変更によるものとなっています。46 頁は、今回意見を求められた 16 筆の内訳で、受け手や、農地の所在・地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、こちらを参照ください。47 頁・48 頁は、一部貸借となった 15 番と 16 番の貸借部分を、それぞれ赤と黄色の網掛けで示しています。49 頁から 54 頁は、受け手の経営内容となっており、対象地の番号と栽培品目を手書きしています。
本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており、特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、1 番の補足説明を、19 番委員にお願いします。

1 9 番 19 番委員です。2 月 22 日に、地元推進委員 2 名と出し手と私の 4 人で、現地を確認しました。受け手は、以前アスパラに関わったことがあるそうで、それでアスパラを栽培してみたいということでした。出し手は体調があまり良くなく、車の運転も危なくなってきたという事で、中間管理機構の方に相談をしたら、借り手が見つかり、受け手に借りてもらったことになったそうです。作業についても、刈り取りをして、堆肥を散布して、水の配管をするといった準備ができておりました。出し手は、今まで作付けしてきておりますので、指導係ということで、現場に行っておられるそうです。受け手は、作業員さんもたくさんおられるということで、問題ないと思って参りました。以上でございます。

議 長 続きまして、2 番から 5 番の補足説明を、18 番委員にお願いします。

1 8 番 18 番委員です。これらの畑は私の畑の隣にありますが、受け手の酒造会社の原料となる畑で、先日も苗の準備を一生懸命しておられ、話を聞きますと、今年もたくさん作るということでしたので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 続きまして、6 番から 10 番の補足説明を、10 番委員にお願いします。

1 0 番 10 番委員です。2 月 21 日に受け手と 18 番委員と地元推進委員と私とで、現地を見てきました。出し手は 2、3 年前から体調を壊して、現在も畑仕事をほとんどしておられないということで、現地は、まだ雑木まではありませんでしたが、セイタカアワダチソウが 2 m ぐらい茂っており、その枯れたのを、受け手が一生懸命刈っているところでした。そこの 5 筆の畑を 1 枚にして、サツマイモを作るということでした。受け手は、太田和地区でジャガイモやサツマイモを一生懸命作っておられる方で、奥さんもその規格外品を加工して冷凍するなどして販売するというように、一生懸命農業に取り組んでおられ、問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、11 番から 14 番の補足説明を、18 番委員にお願いします。

1 8 番 18 番委員です。同じく 2 月 21 日に、受け手と 10 番委員と地元推進委員と私とで、現地を確認しました。受け手は 30 歳ぐらいの若い方で、

学習塾をしながら農業をしています。今度借りる場所は、もうすでにアボガドやミカンが植えられており、受け手のお父さんが、以前から口約束で借り受けて、耕作していたところです。しかし何かあった時のために、農業振興公社を通して借りた方がよいということで、受け手本人から申請がありました。受け手は一生懸命ミカンを作っており、何も問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、15 番の補足説明を、10 番委員にお願いします

10 番 10 番委員です。ここの土地は、先ほど事務局からの説明もありましたように、47 頁・48 頁の航空写真で赤枠とオレンジ枠があり、元々は受け手が全部借りていましたが、今回オレンジの部分の返して、その分を次に補足説明する 16 番の受け手に借りてもらうということで、赤枠だけの面積に変更し、再契約をするということです。15 番の受け手については、この赤枠のところの下の方に、タイベックを張ったミカン園が見えると思いますが、そこら辺も全部その受け手が借りているミカン園でありまして、本申請地はその繋がりになります。今ここは樹園地にはなっておらず、半分空き地みたいになっていますが、行く行くは、空いてるところにレモンとかアボカドを植えるということでした。今まで借りていた分の再契約であり、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、16 番の補足説明を、18 番委員にお願いします。

18 番 18 番委員です。先ほどと同じ日に、同じメンバーで確認をいたしました。受け手は、会社を退職されてから農業を始め、現在 3 年目で、一生懸命やっておられます。またミカンを植える準備をしていますので、これからも頑張ってやっていただけるものと思っていますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 6 号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 6 号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」に

つきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 7 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。資料 55 頁は議案書で、農地中間管理事業の促進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について判断を求める、となっています。先ほど説明したとおり、今回の申請地は、地域計画外の対象農地となり、要請というかたちになります。今回要請する 1 筆、467 ㎡の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、56 頁の明細を参照ください。58 頁は今回の受け手の経営状況で、手書きで栽培作物を記載しています。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており、特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、1 番の補足説明を、16 番委員をお願いします。

1 6 番 16 番委員です。2 月 20 日に、1 番委員と地元推進委員 2 名、それから受け手に立ち会ってもらい、現地の確認をしてきました。受け手は、伊ノ浦地区に農地を借りてミカン栽培をしたいということでした。57 頁の写真で、その赤枠の部分の北側に道を作って、この農地の入口側に民家が 1 軒ありますが、そこに迷惑・影響がないようにするということでした。また、ミカンの木を縦に定植して、排水を下の山の方に流れるようにするということで、日光対策にもなるので、このようにしたいと言われていました。以上です。

議 長 ただ今、議案第 7 号について、説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

1 7 番 17 番委員です。57 頁の写真で、申請地の南側のマルチを張ってるミカン畑や、病院施設北側もこれミカン畑だと思いますが、これらもこの同じ受け手が栽培しているのですか。

1 番 1 番委員です。今言われたところは、別の農業者のミカン園になります。本件の受け手は、昨年病院北の駐車場の北西側に中間管理事業で 2 反 5 畝ほどの耕作放棄地を借り受けて整備をしており、来年からは本件と合わせて、道の両側でミカン園として集団的に管理ができる

状況になるようです。

議 長 よろしいでしょうか。他に何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 7 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」につきましては、原案どおり要請することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 8 号「非農地通知の対象とすることの決定について」ですが、今回は申出分がありませんので、同意書分を議題いたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 8 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意分について説明いたします。今回は、1 月 15 日から 2 月 13 日まで受け付けた分を審議していただきます。同意分の非農地の資料は、59 頁から 80 頁までです。59 頁・60 頁が議案書で、1 番が西彼町の物件で、2 番から 33 番が西海町の物件で 5 件 32 筆、合計 6 件 33 筆 20,989 m²の申請となっています。資料につきましては、61 頁に位置図、62 頁から 65 頁に航空写真配置図、66 頁から 80 頁に航空写真を添付しています。詳細につきましては、議案書及び資料をご覧ください。

同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 8 号の同意分について説明がありました。同意分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 8 号の同意分 1 番から 33 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 9 号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 9 号について説明します。資料 81 頁は議案書で、次頁 82 頁は今回意見を求めれた、農振の変更について申請があった 1 件の位置図となっています。83 頁はその調書で、今回申請があった 1 件は、農用地からの除外に関するものです。次頁 84 頁は変更の詳細で、西海町木場郷字葉山の畑 2 筆、合計 233 m²を農用地から除外する申請となっています。場所は、88 頁の位置図、89 頁の付近近況図や 90 頁の字図、93 頁の航空写真からもわかるように、丹納の国道交差点に下る広域農道の交差点脇の農地が、今回の申請地です。84 頁に戻りまして、申請者及び土地の所有者は、調書のとおりで、変更の目的は、一般個人住宅の建築です。詳細の理由としては、下段右側に記載しているとおりで、居住する賃貸住宅が、日常生活において手狭となり、支障を来す状況であるため、実家周辺において住宅建築に適した土地を探索した結果、止むを得ず当該地に住宅を建築する計画となり、今回農用地より除外を申し出るものです。なお、付近に隣接する里道等については、西海市の建設課や農林緑推進課に払い下げの協議を行っている、となっています。

添付資料につきましては、81 頁から 94 頁までです。82 頁に位置図、83 頁に調書、84 頁に詳細の議案書、85 頁に付近近況図、86 頁に字図、87 頁から 89 頁に現況写真、90 頁に航空写真、91 頁に被害防除計画書、92 頁に平面測量図、93 頁には平面配置図、94 頁に建物の立面図を添付しています。87 頁の現況写真に戻りまして、払い下げを協議している部分は、赤字で記載しており、いずれも分筆測量し面積等を確定後に、払い下げを予定していると聞いています。91 頁は被害防除計画書で、切土を最高 4.64m、最低 4.45m 行うとありますが、担当行政書士に伺ったところ、盛土規制法については、届出等は不要である旨確認済みとのことです。資料 92 頁が平面図ですが、広域農道側からは斜面となるため、右側の市道側から進入するように施工するようです。また、排水等についてですが、雨水は、道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し、最終的に道路側溝に放流することとし、工事の詳細が確定した後に、必要に応じ協議する予定であるとなっています。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、建物の高さを加減し、申請地は切土をすることで周辺農地より低い位置となるため、耕作に支障を生じないよう配

慮する、となっています。万一、隣接農地に被害を及ぼした場合については、申請者の責により解決する、となっています。事務局からの説明は、以上です。

議 長 それでは、補足説明を、13 番委員にお願いします。

1 3 番 13 番委員です。2 月 22 日に、現地で申請者から話を伺いました。現在市営団地にお住まいで、実家の近くに家を建築したいと思っていたところ、思うような場所が見つからず、この申請地に建築する計画になったそうです。付近に隣接する里道等は、市の建設課や農林緑推進課に申請をしているところです。近隣に作っている田畑はなく、排水は後ろと側面に側溝があり、特に問題はないと思います。審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 9 号について、説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

1 7 番 17 番委員です。ここは下の田んぼに行く道が通っていたと思いますが、そこを通る方々との協議みたいなものはされているのでしょうか。

1 3 番 13 番委員です。駐車場は、広域農道側の払い下げを受けた土地に設置する予定で、乗り入れに農道を使うこともないし、また、農道側に家を建築する予定ですが、その農道との間には少し余裕をもって法面を残すようにしてありますので、農道の使用に影響することもないと思われます。

議 長 よろしいでしょうか。他に何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について意見なしとすることに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 9 号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」につきましては、意見なしとすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。次に報告事項について事務局お願いします。

事務局

事務局です。報告事項は2件ありまして、資料95頁は、その位置図です。1番は、農地改良届の工期の延長で、場所は大瀬戸町瀬戸下山郷です。2番は、農地転用許可不要案件届で、場所は西彼町亀浦郷です。報告事項1番を説明します。資料96頁はその内訳で、既に改良届が提出されている、大瀬戸町瀬戸下山郷字金掛の畑2筆の工期を延長するものです。工期の延長理由としては、一番下にありますように、近郊での建設搬出土が少なく、思うように工事が進まず、当初の予定通りになっていないためです。工期の終了を令和8年2月28日としていましたが、完成予定を令和13年2月28日に変更しています。添付資料は97頁に付近近況図、98頁に字図、99頁から101頁に現況写真、102頁に航空写真を添付しています。なお、盛土規制法に関しては、既に長崎県へ届出をしており、受理されています。以上で報告事項1の説明を終了します。

続きまして2番の報告事項、農地転用許可不要案件届について説明します。資料103頁はその内訳で、本件は、関係する農業委員より届の提出が必要である旨を指摘され、事後にはなりますが、提出があったものです。物件は、西彼町亀浦郷字七瀬の畑で、地積890㎡のうち合計で90㎡を利用面積としてます。目的は、畑の利便性向上のため農業用倉庫を設置するもの、となっていますが、既に施工済みであり、顛末書が添付されています。平成5年頃より設置されており、増築を重ねて今回の面積となったものです。109頁の被害防除計画書の内容ですが、設置当初より、被害の報告はないとの事です。以上で、報告の説明を終了します。

議長

今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。無いようでしたら、その他皆さんから何かございませんか。

次回の総会は

日 時：令和8年3月25日（水） 午後2時00分から

場 所：西海公民館 2階講堂

代理

これをもちまして令和8年西海市農業委員会第2回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 8 年 2 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人